

身体的拘束適正化のための指針

1. 施設における身体的拘束適正化に関する基本的考え方

身体拘束は利用者の生活、行動、希望等を制限し、その尊厳を著しく損なうものです。当施設は利用者の意思及び人権を尊重し、身体拘束を行わないことを運営方針のひとつに掲げていることからも、職員一人ひとりが身体拘束によるあらゆる弊害を理解し、身体拘束をしないケアの実施に努めます。

(1) 身体拘束禁止の規定

サービス提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止しています。

(2) 緊急・やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わないケアの提供をすることが原則です。しかし、例外的に以下の3つの要素をすべて満たす状態にある場合は必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

- ① 切迫性： 利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと。
- ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと。
- ③ 一時性： 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

(3) やむを得ず身体拘束を行う場合

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人・家族への説明、同意を得て行います。

また、身体拘束を行った場合は、身体拘束禁止委員会を中心に十分な観察を行うとともに、その行う処遇の質の評価及び経過を記録し、できるだけ早期に拘束を解除すべく努力します。

2. 身体的拘束適正化のための体制

(1)身体拘束禁止委員会の設置

当施設では身体拘束禁止・事故防止対策委員会を設置します。

① 設置目的

身体拘束禁止・事故防止対策委員会は、不適正な身体拘束を廃止するとともに、

利用者の施設内での事故防止を図ることを目的とする。

② 構成員

支援室主任を委員長に、委員として施設長、看護職員、介護統括主任、リハビリテーション室職員、支援室職員2名、療養棟介護職員各2名及びデイ介護職員をもって構成する。

③ 委員会の開催

原則として毎月第1木曜日に実施することを定例とする。

④ 委員会の活動内容

- ・身体拘束禁止活動に関すること
- ・適正な身体拘束の再検討に関すること
- ・事故防止活動に関すること
- ・身体拘束禁止及び事故防止に資する教育活動に関すること
- ・身体拘束禁止及び事故防止に係るマニュアルの作成、検討に関すること
- ・虐待防止活動に関すること
- ・虐待防止に資する教育活動に関すること

3. 身体的拘束適正化のための職員研修に関する基本方針

身体的拘束適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、本指針に基づき、適正化の徹底を行います。

本指針に基づいた研修教育プログラムにより、年2回以上の研修を行うとともに、新規採用時には必ず身体拘束適正化の研修を実施します。

4. 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本指針

本指針は、利用者・家族等の求めに応じいつでも閲覧できるようにするとともに、当施設のホームページにも掲載します。

5. その他身体的拘束適正化の推進のために必要な基本方針

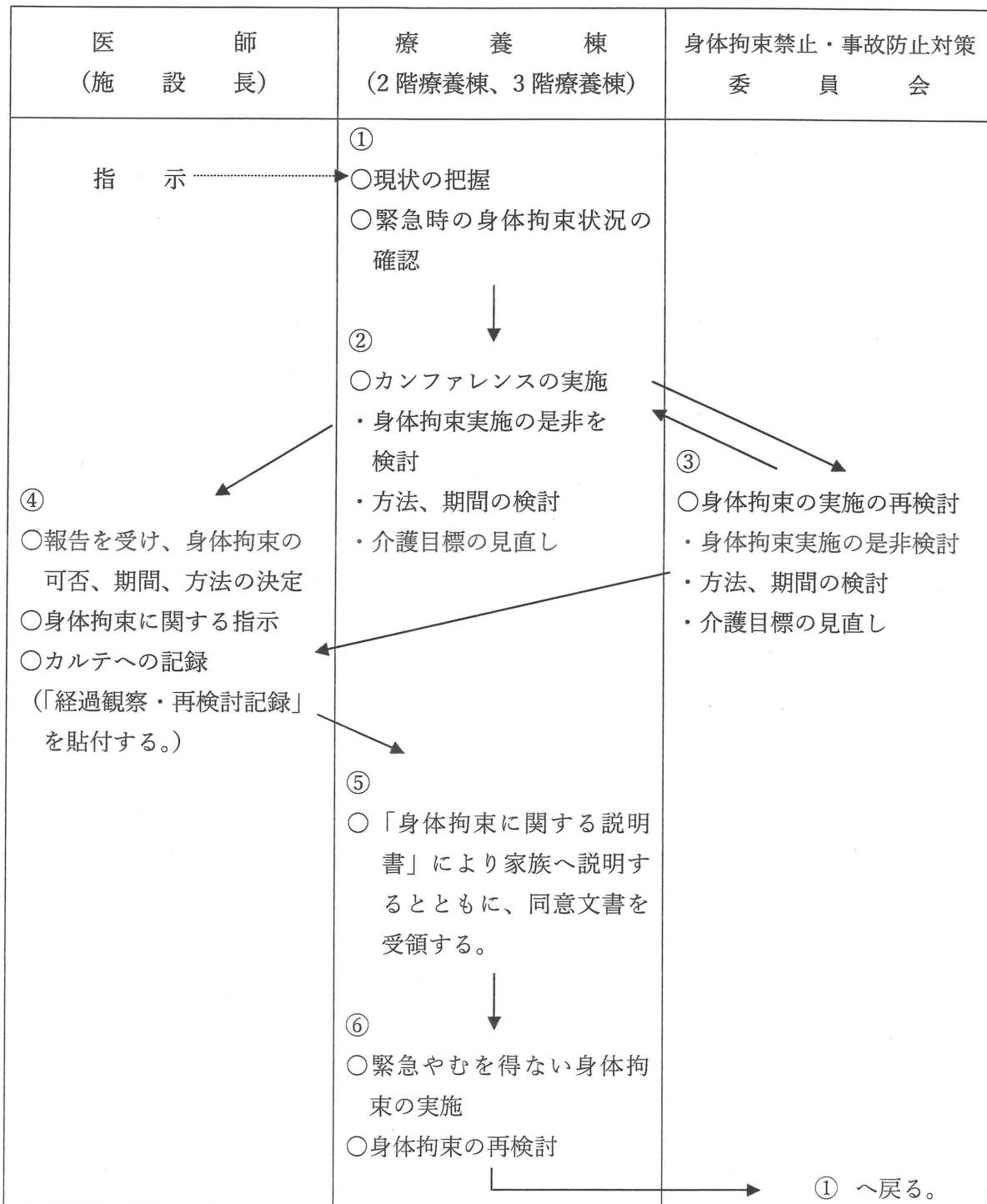
「身体拘束をせずにやうケアの三原則」を掲げ、身体拘束へとつながらない適切なケアを推進します。

「身体拘束をせずにやうケアの三原則」

- ① 身体拘束を誘発する原因を探り除去する。
- ② 5つの基本的ケアを徹底する。
(起きる・食べる・排泄する・清潔にする・活動する)
- ③ 身体拘束廃止をきっかけに「よりよいケア」の実現を。

6. 施設内で発生した身体的拘束の報告方法・対応等に関する基本指針

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合、以下の手順に従って実施します。



* この指針は、平成30年6月7日より施行する。